平成２５年（フ）第９１号
奈良県天理市前栽町100番地１　ディアコート１番館203号室、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺317番地の５
破産者　福田　直紀
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７０６号
広島市西区己斐上５丁目20番22号
破産者　伊藤百合香
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４号
長崎県長崎市つつじが丘２丁目11番12号、旧住所長崎県長崎市茂木町110番地
破産者　原口　英昭
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３号
栃木県小山市駅南町２丁目２番29号　サンリヴェールＡ101号、開始決定時の住所栃木県小山市大字間々田1683番地28
破産者　寺内　秀雄
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２２２号
札幌市西区二十四軒４条５丁目３番21号　ビレッジコート101号
破産者　荻野　　満
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７８号
札幌市東区北34条東21丁目３番10号
破産者　高田　隆史
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
石川県鹿島郡中能登町二宮ナ部12番地１
破産者　桑原　功昇
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１０４０号
神戸市灘区原田通３丁目７番21号、従前の住所兵庫県加古川市野口町良野601番地の７
破産者　廣瀬　唯二
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県加古川市加古川町南備後218番地の２
破産者　森口　敏彦
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3573番地42
破産者　**鶴**田　孝治
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１０６号
横浜市青葉区新石川４丁目22番地６　たまプラーザヒルズ207
破産者　増山　俊子
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
新潟県阿賀野市南安野町４番11号
破産者　小山　一夫
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第６３号
静岡県浜松市西区舘山寺町2517番地
破産者　横井　康世
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
愛知県豊川市御津町西方小貝津32番地２、開始決定時の住所愛知県岡崎市舞木町字欠ノ上37　サンシティ山中Ａ棟105号室
破産者　加藤　　巴
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２４１号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目528番地の１
破産者　箸尾谷昭弘
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５０１号
奈良市中町4260番地
破産者　築切　聖典
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５３号
徳島県徳島市国府町竜王８番地の９
破産者　森　　進
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部